

# 探偵業者の皆様へ ～ 探偵業法の一部改正について ～

令和6年4月1日から探偵業届出証明書が廃止されるなど、探偵業の業務の適正化に関する法律（以下「探偵業法」という。）の一部が改正されます。

主な改正の内容は下記のとおりですので、探偵業者の皆様は対応をお願いします。

## 1 探偵業届出証明書が廃止されます。

4月1日以降は、探偵業届出証明書は交付されません。

探偵業届出証明書の廃止に伴い、探偵業届出証明書の再交付の手続きは廃止されます。

## 2 営業所には標識の掲示が必要となります。

営業所には、探偵業届出証明書の代わりに標識を掲示してください。

別紙を参考に、ご自身で標識を作成し、営業所の見やすい場所に掲示してください。

## 3 ウェブサイトへの標識の掲載が必要となります。

ご自身が管理するウェブサイトへも標識を掲載が必要となります。

ただし、

① 常時使用する従業員の数が5人以下の場合

② 当該事業者がウェブサイトを有していない場合

は、この義務が免除されます。

### 【問い合わせ先】

熊本県警察本部 生活環境課 許可等事務担当室

096-381-0110